

令和 8 年 8 月 3 1 日

豊後高田市議会
議長 阿部 輝之 様

議会活性化特別委員会
委員長 河野 正春

議会活性化特別委員会調査・研究報告書

令和 8 年 2 月 2 6 日付けにおいて付託された議会活性化に関する調査・研究を終了したので、豊後高田市議会会議規則第 1 1 0 条の規定により、別紙のとおり報告する。

議会活性化特別委員会 調査・研究報告書

令和 8 年 8 月
議会活性化特別委員会

1. 特別委員会について

- (1) 設置年月日 令和8年2月26日
- (2) 名 称 議会活性化特別委員会（以下「特別委員会」という。）
- (3) 付託事件 豊後高田市議会の議会活性化及び議会活動に付随する事項についての調査・研究
- (4) 委員構成
 - 委員長 河野 正春
 - 副委員長 在永 恵
 - 委員 大石 忠昭
 - 委員 菅 健雄
 - 委員 安東 正洋
 - 委員 土谷 信也
 - 委員 中尾 勉

（委員7名）

2. 特別委員会設置の経緯

豊後高田市議会では、市民に開かれた議会を目指し、議会の活性化にも取り組んでいるが、市議会を取り巻く状況は時代の流れとともに変移していることから、本市議会と県内外市議会との活動状況の対比などにより、本市議会がさらに活性化するため、本市議会における先例、運用の見直し及び議会活動としての新たな取り組み等について調査・研究することを目的に本特別委員会を設置した。

3. 特別委員会の活動概要

開催回	年月日	協議事項及び調査・研究項目
第1回	令和8年2月26日	正副委員長の互選 ・委員長に河野正春、副委員長に在永恵を選出した。 特別委員会の目的・スケジュール確認
第2回	令和8年4月20日	委員会活動計画に関する協議 議会活性化に関する調査・研究 ・議案質疑と一般質問の日程について ・会期日程について ・質疑・質問の発言時間の制限について ・討論の時間制限について ・副議長の議案質疑及び一般質問の発言について
第3回	令和8年5月12日	・本会議における議員及び市長等の呼称について ・議長による執行部兼務役職者等の発言指名時の対応について ・本会議におけるパネル等の使用について ・電子表決システムによる表決について ・長期欠席議員に対する議員報酬支払いについて
第4回	令和8年5月28日	・質疑・質問の発言時間の制限について ・議員の通称・旧姓の使用について ・本会議傍聴者及び議員への配布物について ・常任委員の選任について
第5回	令和8年6月17日	・議員への会議録の配布について ・本会議のインターネット配信について ・ハラスメント研修の実施について ・委員会行政視察の報告について ・連絡網の整備について
	令和8年7月13日 ～14日	先進地視察（長崎県五島市議会）
第6回	令和8年7月29日	・適正な議員定数の検討 ・議長の任期について
第7回	令和8年8月21日	特別委員会活動報告に関する協議

4. 特別委員会の調査・研究結果の概要

(1) 議会の活性化（適正な議員定数の検討）

本市議会の議員定数は、平成 19 年では 22 人であったが、平成 23 年、平成 27 年、平成 31 年の改選ごとに議員定数を 2 人ずつ削減し、現在の議員定数は 16 人である。

現在の議員の任期は令和 9 年 2 月 28 日をもって任期満了となり、議員の改選が予定されている。このような中、全国市議会議長会の「市議会議員定数に関する調査結果」や県内類似団体の人口及び議員定数の推移等を参考に本市議会の適正な議員定数について検証を行った。

委員間討議では、「現状では 16 人が妥当と考える」、「視察等で委員会を 2 つにしている市議会にも話を聞いたが、6 名での 3 委員会での審査が適していると考ええる」、「議員定数をこれ以上減らすと、市民の民意を反映しづらくなる」、「以前は自治委員会連合会から定数削減の意見があった。今回もそのような意見はあったとは聞くが、大半の自治委員は現状維持で賛同していると聞いている」、「これ以上議員定数を削減すれば、当選ラインが上がり、組織を持たない立候補者や新人は当選しづらくなる恐れがある」などの意見が出た。

■ 協議の結果

人口 2 万人から 2 万 5 千人未満の全国の類似団体 30 市議会の令和 7 年 12 月末時点の議員定数の平均は約 16 人であること、また、近隣自治体と比べて現時点における人口減少が緩やかであること、既にこれまでに十分な定数削減を実施していること、その他、議員のなり手不足の解消や市民の声を反映した議会活動の推進を図るため、現時点においては議員定数 16 名の維持が適当である。

（２）議会の活性化（議長の任期について）

地方自治法第 103 条第 2 項により、議長の任期は議員の任期によると定められているが、多くの市議会では、それぞれの慣例等に基づき 1 ～ 2 年で交代する例が多い。

一方、本市議会における議長の任期については、議員間の申し合わせや明文化されたものではなく、あくまで議長個人の判断によるものとなっている。

議長は議場の秩序を保持し、議事の整理を行う議会の代表者として一定の経験が必要であり、議長としての権威を高めるためにも 1 年交代ではなく、複数年続けてもらいたいとの考えもある。

県内では、明文化の有無はあるが、12 市議会では議長の任期を 2 年としている現況を踏まえ、本市議会においても議長の任期を 1 期 2 年としてはどうかというもの。

委員間討議では、「任期 2 年に賛同」、「任期 2 年が望ましいが、それを規定するのは難しいのでは」、「現行の運用でいいのではないか」などの意見が出た。

■ 協議の結果

議長の任期については、原則 2 年とすることが適当である。

（３）議会の活性化（副議長の議案質疑及び一般質問の発言について）

豊後高田市議会では、以前からの慣例により副議長はその就任期間中には、質疑及び質問を行っていない。

これは、会議規則や先例などに明文化されているものではなく、議長の補佐としての立場を重んじたうえでの自主的な対応である。

しかし、議会の活性化を推進するため、副議長の質疑及び質問を議会として積極的に推奨してはどうかというもの。

委員間討議では、「積極的に推奨すべき」、「慣例を改めるべきだが、発言の判断については副議長の自主性に任せては」といった意見が出た。

■ 協議の結果

副議長就任期間中の質疑及び質問を行わないという慣例を改め、副議長の自主的な判断により質疑及び質問を行うことが適当である。

（４）議会の活性化（本会議におけるパネル等の使用について）

議会は言論の府として、議会活動の基本は言論であり、問題は全て言論によって決定されることが前提となっている。

そのため、本市議会では、原則、質疑（質問）において本会議におけるパネル等の使用は行っていないが、パネル等を使用することで理解が深まることもあり、仮に発言議員のパネル等の使用申出がある場合は、議長判断とする運用としている。

県内においては、質疑（質問）においてパネル等を活用している市議会もあることから、その手続きや掲示方法等を含め検討してはどうかというもの。

■ 協議の結果

現行の運用で問題はないが、今後、引き続き検討することが適当である。

（５）議会の活性化（ハラスメント研修の実施について）

全国で、議員、首長等によるパワハラ、セクハラなどのハラスメント報道を目にする機会が増えた。

本市議会として、ハラスメント行為等の未然防止及び根絶に努めるために、任期中の４年間に１回以上のハラスメント研修を実施してはどうかというもの。

委員間討議では、「知らずにハラスメントをしてしまうこともあるはず。講習はするべき」、「現在実施している議員の人権研修会と併せて実施してはどうか」などの意見が出た。

■ 協議の結果

任期中に１回以上のハラスメント研修を実施するのが適当である。

（６）議会運営の効率化（議案質疑と一般質問の日程について）

現行では、休日を除く定例会第５日に議案質疑、第６日と第７日に一般質問を行っているが、議案質疑の通告期限から質疑日の間隔が短いことから、事前に準備が行える一般質問と順序を入れ替え、議会運営の効率化を図ってはどうかというもの。

■ 協議の結果

議案質疑と一般質問の日程を入れ替え、休日を除く定例会の第５日と第６日に一般質問とし、第７日に議案質疑とすることが適当である。

(7) 議会運営の効率化（質疑・質問の発言時間の制限について）

現行、質疑（質問）時間は、答弁を含め 60 分以内としている。

発言議員は、執行部の答弁も考慮しつつ、60 分以内に質疑（質問）が終わるように努めているが、質疑（質問）項目が多い場合には、質疑（質問）時間内で終わらせるために、執行部の答弁を簡潔にするよう求めがちになる。

一方、執行部は、ある程度の答弁時間が必要になる場合もあり、簡潔な答弁を求める議員の思いと異なる状況になることもある。

そのため、答弁を含め 60 分以内としている発言時間の制限において、「議員の発言時間を取り決める」ことで、議会運営の効率や質疑（質問）の質の向上を図ってはどうかというもの。

委員間討議では、「現状のままでよい」、「見直しに賛成」、「回数制限を撤廃すべきでは」、「質疑（質問）も答弁も、短く的確にするよう議長に整理してもらいたい」などの意見が出た。

■ 協議の結果

答弁時間を含め 60 分以内の規定は変更せず、議員の質疑（質問）時間を 30 分以内とすることが適当である。

この見直しに伴い、議場のモニターに示す時間については、全体の発言時間の上限から議員の発言持ち時間の上限に変更することとし、全体の 60 分の時間管理は事務局が行い、議長と共有することを提言する。

(8) 議会運営の効率化、慣例の見直し（本会議における議員及び市長等の呼称について）

現行では、本会議における議員及び執行部に対する呼称は、「君」を使用している。

この「君」の呼称は、かつて全国の市町村議会で広く使用されてきたが、近年の女性議員や女性管理職の増加により、女性に対する「君」の呼称の使用に違和感があるといった理由などから、全国的に見直されている。

県内及び福岡県内の市議会においても、呼称を「君」から改めている市議会が大半であることから、見直しを検討するもの。

また、現行では、議長が議員の発言を指名する際に口述する議席番号についても、議会運営の効率を図るため見直してはどうかというもの。

■ 協議の結果

呼称をこれまでの「君」から、議員には「議員」、執行部には「役職名」に改めることが適当である。

また、議会運営の効率化を図るため、議席番号については、議長による議員の初めの発言者指名時のみ用いることとし、その後の指名時には省略することが適当である。

(9) 議会運営の効率化（議長による執行部兼務役職者等の発言指名時の対応について）

議長が執行部の発言者を指名する際には、以前では、兼務役職名及び氏名も口述していたが、近年では、議会運営の効率化を図るために議長判断により、兼務役職名を省略する運用としている。

県内では多くの市議会において、兼務役職名及び執行部答弁者の氏名を省略していることから、本市議会において、議長判断ではなく、申し合わせとして「兼務役職名及び氏名」は省略し、発言を要する業務の役職名のみとしてはどうかというもの。

委員間討議では、「役職名を全て議長が言うのは、非効率である。改善すべき」、「執行部管理職の氏名を知りたいという意見もあるのでは」などの意見が出た。

■ 協議の結果

議長による執行部発言者を指名する際には、その者の兼務役職名及び氏名は省略すること。

ただし、ケーブルテレビの議会放送において、全ての発言者の氏名を表示することが適当である。

(10) 議会運営の効率化（討論の時間制限について）

討論を通告した議案数が多い場合には長時間となりやすいことから、議会運営の効率化を目的に討論の時間制限を導入してはどうかというもの。

■ 協議の結果

発言時間に制限を設けない現行の運用の継続が適当である。

(11) 議会運営の効率化（電子表決システムによる表決について）

現行、反対討論があった議案については、起立による表決を行っている。

その際には、市議会ホームページに個人ごとの表決結果を公表するために、電子表決システムを活用している。

特にシステム利用にトラブルもないことから、会議規則における採決方法に電子表決システムによる採決を追加し、運用してはどうかというもの。

なお、県内 14 市議会において、2 市議会が電子表決システムによる採決を行っている。

■ 協議の結果

現行どおりの運用が適当である。

(12) 議会運営の効率化（議員への会議録の配布について）

現行、定例会本会議の会議録抄本については、議長において次の定例会までに調製し、印刷のうえ、各議員に配布している。

一方、県内の多くの市議会では、それぞれが「会議録検索システム」を導入している。この検索システムは、過去からの会議録を手軽にインターネットで閲覧または検索することができるものである。そのため、各市議会では、議員への紙媒体での会議録の配布を取りやめる傾向にある。

本市においても会議録検索システムを導入していることから、紙媒体の会議録の配布を見直してはどうかというもの。

委員間討議では、「既に会議録検索システムを活用しており、会議録の配布は不要」、「廃止も仕方ないが、個人的には会議録が欲しい」などの意見が出た。

■ 協議の結果

会議録の配布を原則廃止するものとし、紙媒体の会議録が必要な場合は、議会事務局に申し出るとすることが適当である。

(13) 市民に開かれた議会、議会運営の効率化（本会議傍聴者及び議員への配布物について）

現行、傍聴者には議事の順序を記載している議事日程は配布していないが、議会運営をより理解してもらうため、議事日程の配布は意義があると考える。

また、現行では、議事日程は、議会運営委員会で議事の順序を審議し、本会議において決定することから、議会運営委員以外の議員には、開会日当日まで議事日程は配布していない。

開かれた議会及び議会の効率化を図るために、議会運営委員会終了後に傍聴者や議員に会議予定を配布する際は、議事日程案を裏面に印刷した同一資料を配布してはどうかというもの。

■ 協議の結果

議会運営委員会終了後に傍聴者や議員に会議予定を配布する際は、議事日程案を両面印刷した資料を配布することが適当である。

(14) 市民に開かれた議会（本会議のインターネット配信について）

現行、本市議会においては、本会議の様子については、ケーブルテレビによる生中継と閉会日翌週の日曜日に開会日と議案質疑を、閉会日翌々週の日曜日に一般質問と閉会日をそれぞれ録画放送している。

一方、インターネットや YouTube での生配信や編集後の録画配信を行っている市議会も増えていることから、インターネット配信について検討してはどうかというもの。

委員間討議では、「配信してもらいたい」、「以前検討した時には、費用がかかりすぎるため断念した経緯がある」などの意見が出た。

■ 協議の結果

市議会のホームページの中で、インターネットでの生放送や編集後の録画を配信することを検討すべき。

(15) 市民に開かれた議会（委員会行政視察の報告について）

現行、委員会で行っている行政視察については、実施後に委員長から議長に報告書が提出されているが、対外的な報告は行っていない。

一方、県内 12 市議会においては、行政視察実施後にホームページや議会だよりにて視察報告を行っている。

市民に開かれた議会を目指す本市議会においても、委員長や委員会が積極的に関与し、ホームページで行政視察報告を行ってはどうかというもの。

委員間討議では、「簡潔な内容でもよいので、市民に報告すべき」、「事務局任せではなく、委員長なども協力し実施すべき」などの意見が出た。

■ 協議の結果

市議会ホームページにおける委員会視察報告を行うことが適当である。

(16) その他の協議（長期欠席議員に対する議員報酬支払いについて）

本市議会においては、疾病、産休など「社会通念上やむを得ない」と認められる正当な理由がなく長期欠席をした場合に報酬を減額する規定がなく、満額支給となる。

現行、そのような事例はないが、そういった事態が生じてから議論するのではなく、事前に検討してはどうかというもの。

なお、県内では4市議会において長期欠席議員に対する報酬減額が条例化されている。

委員間討議では、「事前に決めておくことに賛成」、「県内を含め全国でも条例化している市議会は多くなく、今現在で取り決める必要はないのでは」などの意見が出た。

■ 協議の結果

県内及び全国の条例化の状況を鑑み、現時点では現行の運用どおりとすることが適当である。

(17) その他の協議（会期日程について）

現行では、常任委員会最終日の翌日を事務整理日とし、その翌日を閉会日としている。

議会においては、本会議及び委員会における審議等の調整を行う必要が生じることもあり、それに備えることを目的に、常任委員会最終日の翌日に予備日を設けてはどうかというもの。

■ 協議の結果

不測の事態に備えることを目的として、常任委員会最終日の翌日に予備日を設け、その翌日を事務整理日とすることが適当である。

なお、3月定例会においては予算審査特別委員会が設置されるため、その翌日を予備日とする。

(18) その他の協議（連絡網の整備について）

現行、議員と事務局間での情報伝達は電話により行っているが、災害時などでは迅速な情報伝達及び情報共有等が必要な場合がある。

それらをカバーするため、スマートフォン情報アプリを活用した連絡手段を構築してはどうかというもの。

■ 協議の結果

新たにスマートフォン情報アプリを活用した連絡手段を構築することが適当である。

(19) 慣例の見直し（常任委員の選任について）

現行、本市議会においては、常任委員の選任については、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、それをもって本会議で議長が指名し、議決される。

しかし、会派間や議員間の事前の調整は行っていないことから、常任委員が固定化する傾向になりがちである。

今回、選任方法について現運用を問題にするものではなく、議長らが行う選任の判断材料として各議員等の希望を取ってはどうかというものであり、議長はこの各議員等の希望に縛られるものではないものとする。

委員間討議では、「希望をとっても希望どおりになるわけでもないので、現行どおりの運用を指示する」、「会派代表者会に持ち寄り、正副議長を交えて調整するやり方かどうか」などの意見が出た。

■ 協議の結果

常任委員の選任にあたっては、議員または会派間など何らかの方法で希望を取り、調整することが適当である。

(20) 慣例の見直し（議員の通称・旧姓の使用について）

県内市議会では、選挙立候補時の通称でその後の議会活動を認めている例がある。

また、夫婦別姓問題や女性の旧姓使用が報道機関で取り上げられる機会も増えており、本市議会においても事前の検討をしてはどうかというもの。

■ 協議の結果

現時点において検討を必要と認める事例はなく、現時点ではなく、問題が生じた時点での検討が適当である。

5. 取り組みの時期について

改善を要することが適当とした項目については、改善するために様々な準備・調整が必要となることから、準備が整い次第速やかに実施することが適当である。

6. まとめ

本特別委員会では、議会及び議員の活動をより活発に行えるような環境整備を図り、もって市民に開かれた議会の推進を図るため 20 議題について調査・研究を行った。

各議題における真摯な議員間討議を通じ、本市議会の現状分析及び目指すべき方向性を確認し、所要の対応案をまとめるなどの所期の目的を達成したことから、ここで調査を終了するが、今後においても議会活動の活性化を念頭に議会改革の推進を図る必要性があることを申し添える。